

返戻金制度について

13-ユ-318768

事業所名：アライアンサーズ株式会社

求人者との雇用契約が成立した後に、就職した者が自己都合（死亡、病気または求人者の責めに帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合、人材紹介手数料を次の各号に基づき返還する。

- (1) 就職した者が入職後 7 日以内に退職した場合：手数料の 50 %
- (2) 就職した者が入職後 8 日以上、30 日以内に退職した場合：手数料の 25 %
- (3) 就職した者が入職後 31 日以上、90 日以内に退職した場合：手数料の 10 %

就職した者の退職日から 30 日以内に退職の事実を書面または電子メールにより通知し、これを受け退職を確認したうえで返還する。なお、当該期日までに通知がなかった場合、当社は報酬の返還義務を負わないものとする。